

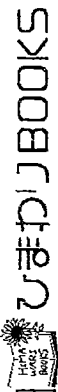
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 書籍購入 | | |
| 年月日 | 令和7年4月1日～ | 年 月 日 | 金額 3,740円 |

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 目的 | 日本経済・交際情勢の動向等調査 |
| 使途 | 国の思惑を見抜く地政学・日本総奴隷化の購入 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 日本経済や交際情勢を知ることによって本県施策について参考とする |

《領収書貼付枠》



清栄商事株式会社
登録番号：T2080101005789

静岡県御殿場市新橋1909-5
TEL: 0550-83-0880

2025/04/01 15:06 R:1 担:7

法経書 内税 1,760
97841986599431920033016009 1
人文書 内税 1,980
97847631418801920036018000 1
小計(税込10%) 3,740

合計 3,740
(税率10%対象 3,740)
(税率8%対象 0)
(内消費税等10% 340)
(内消費税等8% 0)
お買上点数 2

現金 5,000
お釣り 1,260

＜楽天ポイント情報＞

取引コード 525832504010100
カード番号 *****
取引日時 20250401150613
前回まで所持ポイント
今回付与ポイント

現在ご利用可能ポイント

※今回のポイントは
3日以内に付与されます。

御来店ありがとうございます！

※印は軽減税率対象
レシートNo: 010145496

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 3,740円 | / | 3,740円 |
| | | 100% | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁での調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月3日～ | 年 月 日 | 金額 4,320円 |

| | |
|----------------------|-------------|
| 目的 | 事務処理 |
| 使途 | 交通費(高速代) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

≪領収書貼

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 中日本</p> <p>料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 25年 4月 3日 10時47分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A14504-032429-489920 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 中日本</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 25年 4月 3日 15時22分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A14504-032440-930829 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> |
|---|--|

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 4,320円 | / | 4,320円 |
| | | 100% | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 参考書籍購入 | | |
| 年月日 | 令和7年4月4日～ | 年月日 | 金額 11,440円 |

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 目的 | 国及び全国自治体の政策調査 |
| 使途 | 時事行財政情報 (JAMP) の購読料 4月分 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 先進的な施策に取り組む自治体を調査し県政への施策展開の参考とする |

《領収書貼付枠》

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※領収書は、ご利用明細票に添付してご提出ください。領収書の「品名」欄に「領収書」と記載してください。

取引金融機関・店

6345511620091

取引金融機関・店

通番

07-04-04

口座番号等

お取引内容

お振込み

手数料

¥440

お取引金額

¥11,000

お取引日時

お取引後

残高

時刻

15:32

お支払可能残高

みずほ銀行

内幸町営業部

普通 000000001598455

カウシシツウシツシヤ様

231カマタノホール様

0550780155

※請求番号

JAバンク

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 11,440円 | / | 11,440円 |
| | | 100% | |

〒410-1325

静岡県駿東郡小山町一色 7 1 8

静岡県議会議員
勝俣 昇 様

お客様番号 [REDACTED]

請求書

静岡県議会議員
勝俣 昇 様

請求金額 11,000円
(消費税等 1,000 円を含む)

請求期間 令和 7年 4月 1日~令和 7年 4月 30日
(支払期日 令和 7年 4月30日)

請求日
請求番号 [REDACTED]

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)


| 種類 | 配信先 (敬称略) | 数量 | 月額 | 月数 | 請求金額 |
|------------------|--------------|-----|------------------|----|-----------------|
| JAMP(時事行財政情報モ-タ) | 静岡県議会議員 勝俣 昇 | 1 | 10,000 | 1 | 10,000 |
| | | 10% | 【対象金額】 【消費税等】 | | 10,000 1,000 |

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
 送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
 発行責任者 経理局長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6081
 事務担当者 集計部長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツウシツヤ」です。

| | | | |
|---------|--------|----|---------|
| みずほ銀行 | 内幸町営業部 | 普通 | 1598455 |
| 三井住友銀行 | 日比谷支店 | 普通 | 0930051 |
| 三菱UFJ銀行 | 虎ノ門支店 | 普通 | 2043260 |
| りそな銀行 | 虎ノ門支店 | 普通 | 2071079 |
| 横浜銀行 | 新橋支店 | 普通 | 0125917 |

〒100-8174
 東京都中央区銀座5丁目15番8号
 株式会社 時事通信社
 代表取締役社長 橋本 克彦
 電話 03(6800)1111 番代
 登録番号：T7010001018703



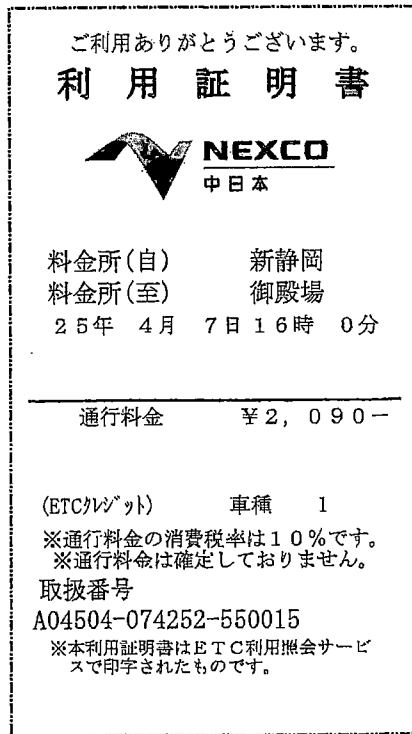
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁での調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月7日～ | 年月日 | 金額 2,090円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 事務処理 |
| 使途 | 交通費(高速代) ※ETC機器不具合により片道分のみ |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

《領収書貼付枠》



| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 2,090円 | / | 2,090円 |
| | | 100% | |

領 収 書

静岡県議会議員 勝俣 昇 様

金額

¥ 6, 0 0 0

但 鮎沢川・酒匂川流域を語る会会費として

令和 7年 4月10日

上記正に領収いたしました。

(事務局)

静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

小山町企画総務部 企画政策課

課長 勝又徳之

1-11-4-5

活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)

令和7年4月10日

会派名・議員氏名 自民改革会議 勝俣 昇

| | | | | |
|-------|--|----------|-------|--------------|
| 活 動 名 | 鮎沢川・酒匂川流域を語る会 | | | |
| 活動概要 | <p>1 参加日時 令和7年4月10日(木) 午後5時00分～午後8時00分</p> <p>2 場 所 富士霊園 富士見会館本館</p> <p>3 参加者 小山町長 静岡県・神奈川県両副知事 同両県議会議員 同行政機関及び国の関係者</p> <p>4 内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・民有林・国有林直轄治山事業の取組み ・静岡県等母農林事務所の取組み ・休憩時に会食 / 懇談 </p> <p>※ 全て政務活動のため、按分率は、1/2・1/3 4/4 とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p> | | | |
| 経 費 | 項 目 | 政務活動費支出額 | 領収書番号 | 内 容 |
| | 会費 | 5,000円 | 4-5 | 懇話会会費 5,000円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合 計 | 5,000円 | | 5,000円 |
| 備 考 | | | | |

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

| | | | |
|-------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | 県庁での調査 | | |
| 年 月 日 | 令和7年4月11日～ | 年 月 日 | 金 額 4,320円 |

| | |
|----------------------|----------------|
| 目 的 | 企画部・警察棟の事業確認調査 |
| 使 途 | 交通費 (高速代) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

＜領収書貼

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 25年 4月11日 9時24分</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04504-114722-089614 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 25年 4月11日 13時51分</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04504-114938-933712 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</p> |
|--|--|

| 案分の理由 全て政務活動 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| | 4,320円 | 100% | 4,320円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 静岡県東部地区防衛協会定時総会での調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月11日～ | 年月日 | 金額 5,000円 |

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 目的 | 陸上自衛隊の活動状況及び国防の状況について調査 |
| 使途 | 協会参加費 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

領収書

No. 2025年4月11日

勝俣 昇 様

¥ 8.000-


収入
印紙

但 静防協東部支部総会参加費として
上記正に領収いたしました

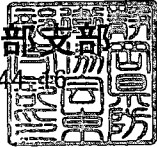
内 訳

税抜金額

消費税額(%)



静岡県防衛協会東部支部
事務局 御殿場市萩原154-1-10
電話 0550-81-5685



| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動(飲食を伴うため充当上限額) | 5,000円 | / | 5,000円 |
| | | 100% | |

活動概要書(会議・懇談会参加)

令和7年4月11日

会派名・議員氏名 自民改革会議 勝俣 昇

| | | | | |
|------|---|----------|-------|-----|
| 活動名 | 2025年度静岡県防衛協会東部支部第19回定期総会 | | | |
| 活動概要 | <p>1 参加日時 令和7年4月11日(金) 午後4時30分～午後8時00分</p> <p>2 場 所 御殿場高原ホテル</p> <p>3 参加者 県東部各首長 地元国会議員 東部地区自衛隊各駐屯地司令 東部地区防衛協会関係者</p> <p>4 内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業活動及び決算報告 令和7年度事業計画及び収支予算の審議 ・富士学校長の日本の国防の現状について講演 ・休憩時に会食 / 懇談 </p> <p>※ 全て政務活動のため、按分率は、1/2→1/3→4/4 とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p> | | | |
| 経 費 | 項 目 | 政務活動費支出額 | 領収書番号 | 内 容 |
| | 会費 | 5,000円 | 4-8 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合 計 | 5,000円 | | |
| 備 考 | | | | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|-------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | 県庁での調査 | | |
| 年 月 日 | 令和7年4月14日～ | 年 月 日 | 金 額 4,320円 |

| | |
|----------------------|------------------|
| 目 的 | 企画部・健康福祉部の事業確認調査 |
| 使 途 | 交通費 (高速代) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

《領収書貼付箇所》

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 中日本</p> <p>料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 25年 4月14日 10時 0分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-143937-203118 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 中日本</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 25年 4月14日 13時18分</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-144094-436715 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> |
|--|---|

| | | | |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 4,320円 | 100% | 4,320円 |

支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 鈴木知事の出版記念イベントでの調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月14日～ | 年月日 | 金額 1,720円 |

| | |
|----------------------|------------------|
| 目的 | 鈴木知事の政治方針等について調査 |
| 使途 | 交通費(高速代) 駐車代 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

ご利用ありがとうございます。

利用証明書




料金所(自) 新御殿場
料金所(至) 長泉沼津
25年 4月14日 17時15分

通行料金 ¥710-

(ETC/レゾット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A03504-144260-442117
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。


利用証明書



料金所(自) 長泉沼津
料金所(至) 新御殿場
25年 4月14日 19時39分

通行料金 ¥710-

(ETC/レゾット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A03504-144384-016011
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。



三井のリパーク

リパーク沼津通横町

領収書

精算機 #01 A 精算No.001049
入庫時刻 2025年 4月14日(月) 17:41
出庫時刻 2025年 4月14日(月) 19:00
駐車料金 A料金 300円
=====

合 計 300円
(内税10%対象額 300円)
現金領収金額 300円
現金入金額 300円
釣銭 0円

三井不動産リアルティ株式会社
登録番号 T8010001140514

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 1,720円 | / | 1,720円 |
| | | 100% | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁での調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月21日～ | 年月日 | 金額 4,320円 |

| | |
|----------------------|-------------|
| 目的 | 農地法の協議 |
| 使途 | 交通費(高速代) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政への反映を図る為。 |

◀領収書貼

| | |
|--|---|
| <p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 25年 4月21日 12時42分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A32504-214210-347424 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> | <p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 25年 4月21日 15時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,160-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A32504-214224-634825 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> |
|--|---|

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 4,320円 | / | 4,320円 |
| | | 100% | |

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 自動車リース料 | | |
| 年月日 | 令和7年4月15日～ | 年月日 | 金額 32,450円 |

| | |
|-------|----------------------|
| 目的 | 調査研究など政務活動を行うための移動手段 |
| 使途 | 令和7年4月分リース料 |
| 政務活動・ | |

領収証 No.B 027742



領 収 証

発行日 2025年4月15日

勝俣 昇

様

| | | | |
|----|----|----|-----|
| 金額 | 百万 | 千 | 円 |
| | ¥ | 64 | 900 |

消費税 10% ¥5,900 円を含む

| | |
|----|--|
| 但し | 1. レンタカー代 2. 安心Wプラン代 3. ワンウェイ料金 4. 燃料代 5. ETC代 (通行料・カードレンタル代) 6. リース料 (25 回目) 7. として |
|----|--|

| | |
|---------------------|---|
| 発行部署コード | 676 |
| 契約/貸渡No.(予約No.) No. | |
| 入金内訳 | 1 現金 3 クレジットカード (カード) ⑨ その他 (トヨタファイナンス) |
| 備考 | 令和7年4月2日 トヨタファイナンス口座引き落とし分 |

上記の通り正に領収致しました。

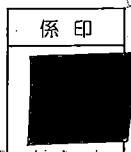


株式会社トヨタレンタリース静岡
〒422-8009
静岡県静岡市駿河区弥生町2-74
TEL: 0120-500-732 (代)



※自動車保険料について、保険会社所定の領収証がお客様のお手許に届いた際には、この領収証は無効となります。

※本領収証に社印、係印なきもの、或いは日付・金額訂正したもの及び複写でないものは無効とします。



| | | | |
|-----------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 後援会と按分 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 64,900円 | 1/2 % | 32,450円 |

LA071R

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

1-14-4-12

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

令和 5 年 1 月 19 日

静岡県駿東郡小山町
格優昇

静岡市駿河区小黒1丁目8番20号
株式会社トヨタレンタリース静岡
代表取締役 内田浩之

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースに当たり、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

リース方式: **ファイナンス**

(1) 車名: **プリウス Z 2WD CVT**
 型式: **MXM160-AHX1B**
 登録番号: [REDACTED]
 初年度登録: **5年 4月**
 使用の本拠地: **静岡県駿東郡小山町一色718**
 保管場所: *

(2) リース期間: 令和 5 年 4 月 19 日 ~ 令和 8 年 4 月 18 日 (36ヶ月)

(3) 支払月額: 毎月 **64,900 円** (総額 **2,336,400 円**)

(4) 支払期日: 第1回 ~ 第3回 令和 5 年 6 月 2 日 支払
 第4回 令和 5 年 7 月 2 日 支払
 第5回 ~ 第35回 1ヶ月毎 2日 支払
 第36回 令和 8 年 3 月 2 日 支払

(5) 前払金: 元金方法 毎月 [REDACTED] 円
 円 令和 年 月 日 支払
 円 円

(6) 保証金: 円 令和 年 月 日 支払

(7) 支払方法: **トヨタクレジット**

(B) リース料に含まれる項目

- 登録納車費用
- 自動車税環境性能割
- 自動車重量税
- 自動車賠償責任保険
- 自動車税(種別割)
- 道路運送サービス
- 任意保険
- 車検(定期点検整備及び燃費検査)
- 法定定期点検整備
- プロケア10**
- 一般修理

事故修理(車両保険付保時) オイル交換 バッテリー交換

タイヤ交換 車検事故 法点一般

(B) 責任内容

保険会社: *****
 保険種類: *****
 フリート区分: *****
 年齢条件: *****
 割引割増: ** %
 対人: *****
 対物: *****
 人身傷害: 1名 *****
 車両: 1年目 *****
 2年目 *****
 3年目 *****
 4年目 *****
 5年目 *****
 6年目 *****
 7年目 *****

(15) 規定損害金: 基本額 **3,313,744 円**
 毎月月額 **48,134 円**

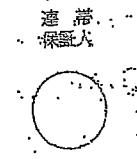
(16) 特約事項: 消費税率が変更の場合は、新税率が適用となります。
 ※エコカー減税適用

(10) 引渡予定日: 令和 5 年 4 月 22 日
 引渡場所: 使用の本拠地

(11) 開テラ/ショップ

(12) 契約走行距離: **1,500 km/月** (13) 超過走行料: 円/km

(14) 残価の精算: **しない** (予定残価: 円)



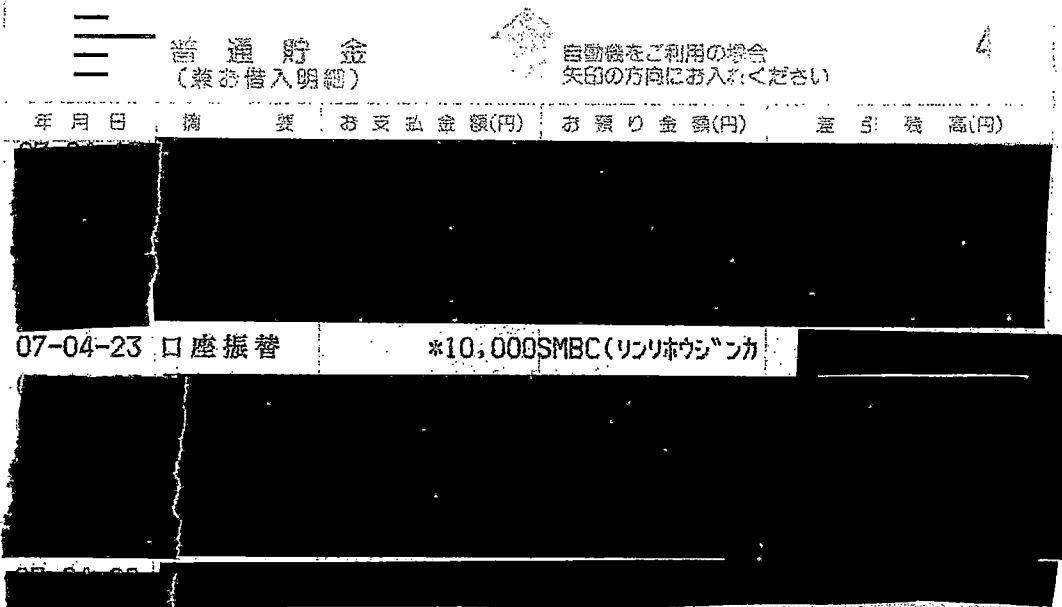
支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・勝俣 昇)

| | | | |
|-------|--------------------|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・ <u>研修費</u> | | |
| 内 容 | 倫理法人会会費 (令和7年4月分) | | |
| 年 月 日 | 令和7年4月23日~令和 年 月 日 | 金 額 | 10,000円 |

| | |
|--------------|--|
| 会の趣旨・目的 | 実行により直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に経営者の自己改革をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。 |
| 会の活動内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・倫理経営の普及 ・倫理経営にもとづいた各種セミナー、後援会などの開催 ・富士高原研修所での各種セミナーの受講推進 ・その他目的を達成するために必要な行動 |
| 政務活動・県政との関連性 | 倫理を基底として経営者のネットワークを拡げることが地域社会の発展には重要であり、県政における重要な課題でもある。 |

＜領収書＞



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (倫理法人会の規定集)

| | | | |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動に資する団体会費のため全額充当 | 10,000円 | 100% | 10,000円 |

倫理法人会規程

目 次

| | |
|-----|---|
| 總 則 | 4 |
| 目 的 | 4 |
| 活 動 | 4 |
| 會 員 | 4 |
| 組 織 | 5 |
| 役 職 | 5 |
| 運 營 | 6 |
| 補 則 | 6 |
| 附 則 | 7 |

1-14-4-13

倫理法人会規程

(総則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目的)

- 第 3 条 実行によって直ちに正しさが証明できる純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

- 第 4 条 前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
1. 倫理経営の普及
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催
 3. 富士高原研修所での各種セミナーの受講推進
 4. その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 第 5 条 構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
2. 目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第 6 条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 8 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出による時
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名されたとき
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、退会したものとみなす。
- 第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき
 2. 当所や本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき
 3. その他除名すべき正当な事由があるとき

- 第 10 条 会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、民事事件や刑事事件などについては、当所および本会は一切責任を負わないものとする。

(組織)

- 第 11 条 都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の認可を要する。
1. 会長以下必要な役職者（規程第14条）を置く。
 2. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表する、正会員となる。
 3. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
 4. 1千社を越える都道府県は地区を組織できる。地区は、原則として5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
- 第 12 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および、準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
 2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
 3. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
- 第 13 条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
1. 正倫理法人会の場合
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
 2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
 3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、当所の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役職)

- 第 14 条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹 事 長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事 務 長 1名
 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。

- 7. 監査 1～2名
- 8. 地区長 各地区1名
- 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
- 10. 各委員長 1名
- 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
- 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

第 15 条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 2名以内
- 3. 専任幹事 1名
- 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
- 5. 事務長 1名
- 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
- 7. 監査 1～2名
- 8. 幹事 10名以上を原則とする。
- 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
- 10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。

第 16 条 任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。

第 17 条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。

第 18 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

第 19 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

- 1. 当所の名誉を傷つけた場合
- 2. 運営・活動を妨げた場合

(運 営)

第 20 条 担当研究員の指導のもとに運営を推進する。

第 21 条 必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。

第 22 条 活動資金は、助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。

第 23 条 年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。

第 24 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補 則)

第 25 条 諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘および普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

第 26 条 公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。

- 1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。

- 2. 当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし、個人的に応援することは差し支えない。
- 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

附 則

(改 廢)

- 1 本規程の改廢は、常任理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和6年9月1日より実施する。

(廢 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿革]

制 定 平成25年 9月 2日

改 正 平成28年11月22日 一部改訂

令和 3年 3月27日 一部改訂

令和 5年 6月28日 一部改訂

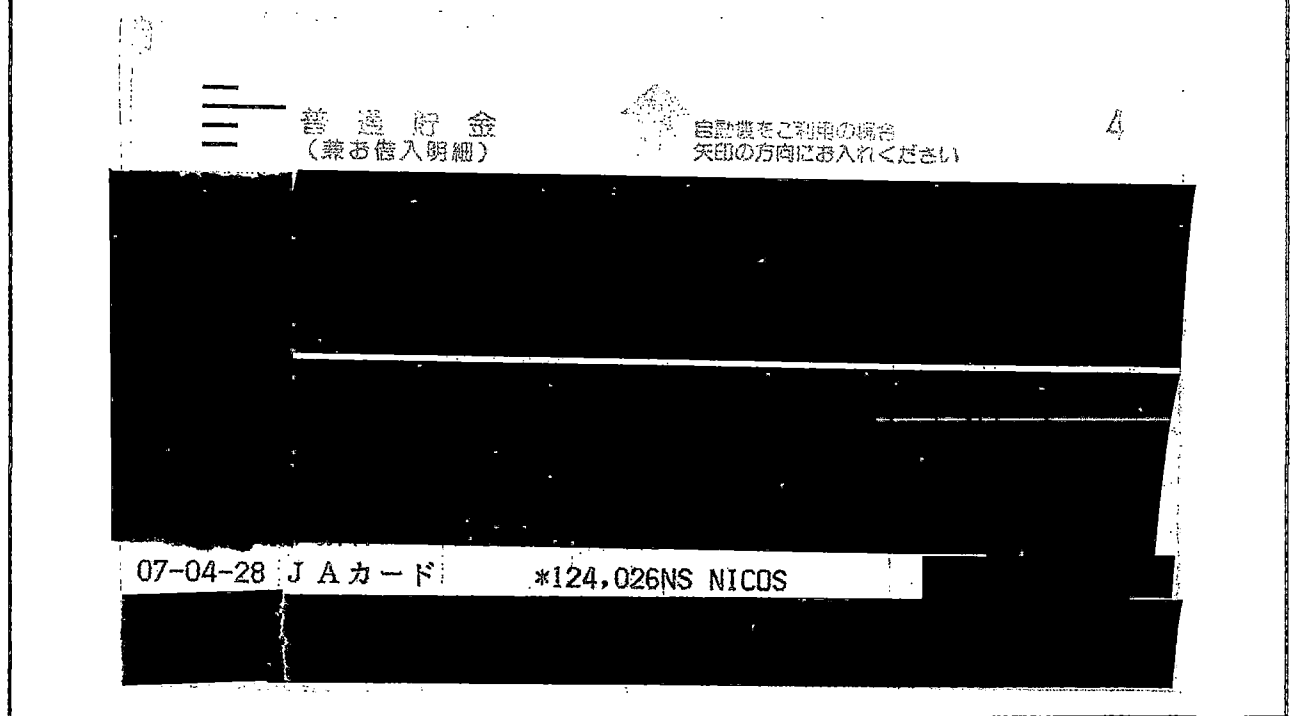
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

| | | | |
|-------|--|-------|----------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | 携帯電話料 (2月請求分) | | |
| 年 月 日 | 令和7年4月28日～ | 年 月 日 | 金 額 3, 5 2 4 円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目 的 | — |
| 使 途 | — |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |

《領収書貼付枠》



| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------|-----------|--------|---------------|
| 私用・後援会と按分 | 14, 095 円 | 1 / 4 | 3, 524 円 |
| | | % | |

クレジットカードご利用代金請求書 (兼利用明細書)

いつもクレジットカードをご利用いただき誠にありがとうございます。

作成日 2025年 4月25日

1-14-4-14

2025年ショッピング
ご利用累計額 (円)

※累積

【ご注意】本書面はご利用代金請求書の写しとなりますので、ポイント券、満点券等が表示されていてもご利用になれません。

勝俣 昇 様

お問い合わせ・ご連絡先 カードをお手元にご用意の上、お問い合わせください。

年中無休・24時間受付音声応答サービス
お問い合わせは自動音声応答サービスにて承ります。

NICOS コールセンター 0570-025-405

カードの盗難・紛失について (年中無休)
お問い合わせはオペレーターにて承ります。

NICOS 盗難紛失受付センター 0120-15-9674

お知らせ

三菱UFJニコス株式会社

関東財務局長 (14) 第00115号

〒113-8411

東京都文京区本郷3丁目33-5

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

ご利用カード

カード番号

お客様の個人情報保護のため、カード番号とご指定引落口座番号を一部非表示としております。

お支払月分 2025年 4月分

お支払金額 124,026 円

お支払日 (引落日) 4月28日 (月)

ご指定
引落口座

カマタ ノボル 様

お支払日 (引落日) の前日 (金融機関営業日) までに、**ご指定引落口座**にご入金いただきますようお願い申し上げます。

| ご利用 可能枠 | カードご利用合計 万円 | (内 割賦枠) 万円 | (内 キャッシング) 万円 |
|------------|----------------|---------------|------------------|
| | | | |

※ご利用可能枠は家族カードも含めた合計のご利用可能枠です。

※割賦枠は「ショッピングのリボ払い・分割払い・ボーナス払い・2回払い・据置払い」のご利用可能枠です。

※弊社クレジットで同一口座のお引き落としがある場合、合算された金額でお引き落としとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<わいわいプレゼント> 2025年P応募期限は2月末

◆◆前年度ショッピングご利用累計額◆◆

円
円
円

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

1-14-4-14

請求先名 : 勝俣 昇 様

発行日 2025年 3月 11日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: [Redacted]
Billing number

請求月 : 2025年2月分(2025年2月1日~2025年2月28日ご利用分)
Month of Issue

| 電話番号 (お客さま番号等) | 料 金 内 訳 | 内訳金額 (円) | 税区分 |
|----------------|---|----------|-----|
| [Redacted] | 利用料 SoftBank光/SoftBankAir | 4,880 | 10% |
| [Redacted] | 計 | 4,880 | |
| [Redacted] | * * ご契約期間 3年 8ヶ月 * * | | |
| [Redacted] | 基本料 基本プラン (音声) [2月 1日~ 2月 28日] | 980 | 10% |
| [Redacted] | 通話料 基本プラン (音声) | 1,280 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 定額オプション+ | 800 | 10% |
| [Redacted] | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -740 | 10% |
| [Redacted] | 定額料 データプランメリハリ無制限 | 5,600 | 10% |
| [Redacted] | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| [Redacted] | 割引 3GB以下割引 | -1,500 | 10% |
| [Redacted] | 割引 新みんな家族割 | -600 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 S!メール (MMS) @0円 137Pkt | 0 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 9371124Pkt (通信量合計 9371261Pkt [1.12GB]) | 0 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| [Redacted] | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 あんしん保証バックプラス | 650 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 スマートフォンセキュリティデバイス | 500 | 10% |
| [Redacted] | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| [Redacted] | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| [Redacted] | 計 | × 5,973 | |
| [Redacted] | * * ご契約期間 14年 5ヶ月 * * | | |
| [Redacted] | 基本料 基本プラン (音声) [2月 1日~ 2月 28日] | 980 | 10% |
| [Redacted] | 通話料 基本プラン (音声) | 8,080 | 10% |
| [Redacted] | 割引 家族割引 (20円 × 100%) | -20 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 定額オプション+ | 1,800 | 10% |
| [Redacted] | 無料 定額オプション+ 無料通話分 | -8,060 | 10% |
| [Redacted] | 無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS) | -3 | 10% |
| [Redacted] | 定額料 データプランメリハリ無制限 | 5,600 | 10% |
| [Redacted] | 割引 おうち割 光セット | -1,000 | 10% |
| [Redacted] | 割引 新みんな家族割 | -600 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 S!メール (MMS) @0円 154661Pkt | 0 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 77698505Pkt (通信量合計 77853166Pkt [9.29GB]) | 0 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 メール (SMS) | 3 | 10% |
| [Redacted] | 通信料 メール (SMS) (他社宛) | 60 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット | 467 | 10% |
| [Redacted] | 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) | -467 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 あんしん保証バックプラス | × 650 | 10% |
| [Redacted] | 月額料 スマートフォンセキュリティデバイス | × 500 | 10% |
| [Redacted] | 代行分 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Google Play) ご利用分 | × 250 | 対象外 |
| [Redacted] | 付属品 分割支払金/賦払金 | × 606 | 対象外 |
| [Redacted] | その他 ユニバーサルサービス料 | 2 | 10% |
| [Redacted] | その他 電話リレーサービス料 | 1 | 10% |
| [Redacted] | 計 | 8,849 | |
| [Redacted] | * * ご契約電話番号 [Redacted] * * | | |
| [Redacted] | 端末代 分割支払金/賦払金 [Redacted] | 1,200 | 対象外 |
| [Redacted] | 計 | 1,200 | |
| [Redacted] | 小計 | 20,902 | |
| [Redacted] | 課税対象額 計 | 18,846 | |
| [Redacted] | 課税対象10% | 18,846 | |
| [Redacted] | 消費税等 計 | 1,884 | |
| [Redacted] | 消費税等10% | 1,884 | |
| [Redacted] | 課税対象外 計 | 2,056 | |
| [Redacted] | ご請求金額 | 22,786 | |
| [Redacted] | 22,786 - 5,973 × 1.10 = 16,216 | | |
| [Redacted] | 16,216 - (650 + 500) × 1.10 = 14,951 | | |
| [Redacted] | 14,951 - (250 + 606) = 14,095 | | |

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/ (1 / 1頁)
 ※東新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は川税率を適用しています。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 新聞購読 (静岡新聞・岳麓新聞) | | |
| 年月日 | 令和7年4月28日～ | 年月日 | 金額 4,050円 |

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 目的 | 県政、社会情勢等の情報収集 |
| 使途 | 令和7年4月分購読料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政等の情報を収集し、政策や質問の参考とする為 |

《領収書貼付枠》

| | | | | | |
|----|----------|----|--------|-------------|--|
| 14 | 07-04-28 | BF | *4,050 | ガスマシンメンテナンス | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|--------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動 | 4,050円 | 100% | 4,050円 |

給与支払い明細

令和7年4月分

| 氏名 | 給与 | 手当 | | | 支払額合計 | 控除 | | | 差引控除額 |
|----|--------|------|------|-----|--------|----|--|-----|--------|
| | | 通勤手当 | 残業手当 | 手当計 | | 社保 | | 控除計 | |
| | 43,428 | | | | 43,428 | | | | 43,428 |

42時間 × 1,034円/ha = 43,428円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 新聞購読料4月分 | | |
| 年月日 | 令和7年4月30日～ | 年月日 | 金額 2,270円 |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 目的 | 国の動向等調査 |
| 使途 | 公明新聞の購読料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 自公連立の立場をとる公明党の福祉施策などを調査研究 |

《領収書貼

新聞購読料 領収証

勝俣 昇 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2025年4月分(4/01~4/30) 領収日 4月30日

領収金額 **¥2,270**

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 公明新聞※ | 2,270 | 1 | 2,270 |

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。


販売店 XXXXXXXXXX

登録番号: T1810806345730

住所 御殿場市駒門 85-2-2

TEL 0550-78-6703 FAX 0550-78-6713

お申込No. XXXXXXXXXX



| | | | |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由 全て政務活動 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,270円 | 100% | 2,270円 |